

大東亞建設民族人口資料五〇

昭和十七年六月十日

俘虜の取扱に関する資料

厚生省人口問題研究所



は し が き

一 本輯は浮虜の取扱ひ、特にその労働力の生産的利用の問題に関する資料を収めたるものなり。

一 現大戦下に於ける独逸の俘虜（乃至外國人）労働力利用の概要は主として *New Republic*, Aug. 11, 1941 所載の *Thomas Reveille* の論文

Germany's Slave Labor に依るものなり

内容目次

(一) 浮虜取扱に關する歴史的沿革

一 近世以前に於ける浮虜取扱の概観

二 人道主義思想の發達と前大戰に於ける經驗

三 今次大戰に於ける浮虜問題の重點

(二) 今次大戰に於ける独逸の浮虜取扱法の概要

一 浮虜勞働力の利用に關するナチ・イデオロギ

二 浮虜概数

三 浮虜勞働力利用の狀況

四 浮虜勞働に對する報酬

五 占領地住民に對する強制的勞働奉仕制度の設定

六 独逸に於ける外國人勞働者数

七 外国人労働者に対する差別待遇

一六

(三) 俘虜取扱に関する主要法規

一八

一 一九〇七年ヘーグ陸戦法規中俘虜に関する法規

一八

二 大正三年改正の「俘虜労役規則」

二五

三 一九二九年ジュネーブに於ける「俘虜の待遇ニ関スル條約」

二八

(日本未批准)

二八

四 昭和十六年勅令第千二百四十六號「俘虜情報局官制」

八一

参考

大東亞戦争開始以来我軍の得たる俘虜数

八一

(一) 俘虜の取扱に關する史的沿革

一 近世以前に於ける俘虜取扱の概観

原始時代に於ては敵人を捕へたる場合は之を殺戮するか、或は奴隸とするを常とせり。

被征服者を殺戮することなく之を奴隸として利用するに到りたるは既に當該社会集団の生産力が或る程度に發達せる結果といふべし。希臘、羅馬の如き古代國家が奴隸労働を以て其の生産力の基礎となし、奴隸の獲得を以て對外戦争の主目的の一とせるは既に周知の事柄なり。

生産形態の度遷と共に奴隸の使用はその社会的存在價値を養ふに到りしが、戦争の結果たる俘虜に對して之を直接捕へたる者の自由に利用し得る物件と考ふる矣に於いては猶ほ變るところなく、中世の後期に到りても俘虜は猶ほ犯罪人の如く取扱はれ、現に之を虜にしたる軍隊又は兵

等の権力の下にありあるものを考へられたり、即ち近代に於ける如く之を君主又は国家の俘虜と見る觀念薄く、之を捕へたる軍隊又は兵士が贖金に代へて之を解放せるが如き例も尠からず。

二、人道主義思想の發達と前大戦に於ける經驗

第十七世紀の頃に到りて漸く、俘虜は之を虜にせる者の権力下にありとなす觀念は衰へ、俘虜は君主の権内に在るものと認めらるゝるに到り、之を捕へたるものが縦にその俘虜を處分する例は稀となれり、

第十八世紀の終り頃に到るや、俘虜の自由を拘束するは刑罰の爲にあらざり、其の取扱ひに當つては之を犯罪人と區別して爲さざる可からずとの思想漸く認めらるるに到り、十九世紀に入ると及んでは敵國人を俘虜とするは敵の抵抗力を殺ぐ方法の一に外ならざれば之を再び敵の兵力に加はらざらしむる爲に必要な措置以外に之を虐待す可からずとする

思想が広く行はるゝに到れり、

更に十九世紀の終より今世紀の初めに到つては、
東以外には之を其の権力内に收めたる國の兵士と全旅に待遇せざる可からずとする思想をさへ生ずるに到り、一九〇七年ヘーグに於いて開催せられたる第二回萬國平和會議に於いて議決せられたる陸戰條規に於いて

は此の趣旨に依る規定を法文中に明記するに到れり。
自由主義的乃至は人道主義的思想は茲に到つてその最後の結論に達したりと言ふべし。

然れどもかゝる理想が實際に於いて不可能事に属することは亦一線在
界大戦の経験の實證するところにして、前大戦中各交戦國が、國際宣伝
的効果をも兼ねて、互に敵國側の倂慮取扱の非法且つ苛酷なることを非
難し居るは、かゝる非難の対象となる事實が双方に認められたる證查を
いふべし。例へば一九一五年三月十七日英独兩國間に中立國の代表者を

して、双方の俘虜收容所を点検せしむる協定成り、更に佛独、露埃間にも
全様の協定成立して、主として北米合衆國及スペインの大使及び大使館
員に依頼して之を行ひしが、其の點検の結果によれば英佛兩國に於ける
俘虜の状況は畧、満足すべき程度にあるも、独逸に於けるそれは甚しく
劣悪にして俘虜が食物及び被服の欠乏に苦しめる事實が報告せられあり
それは嘗つて原始時代、生産力の低度未發達なる爲に被征服者を奴隸と
も爲すを得ず之を殺戮したる事情が、現代文明の下にあつても戦時の生
産窮乏期には或る意味に於いて再現するの媿むなきことを物語るもの
にして、ヘーグ國際會議の議決の如き人道主義的思想の到底實現し難き事
情を實証するものなり。又全じく前大戦中に於ける俘虜虐待の一例とし
ては、独逸が俘虜を作戰動作に關係ある勞務に強制的に使役し、就中戦
線の直後に於いて之を使用したるため俘虜中味方の砲火の爲めに死亡す
る者の生ぜるが如き事實が聯合國側より協議せられたる如き事例あり。

之に對し、独逸は終に戰線の直後に於いて、俘虜を便役せしむる事實を認むるに到りしが、全時に其れは英軍が全杯の行爲を行へる事實に對する復讐行爲に外あらずと聲明せり、(一九一七年四月英独兩國間には發砲線より三十キロメートル以内の間に於いて、俘虜を勞役せしめざるの協約を結ぶるも、其後に於いても、独逸は右協約不履行の故を以て屢々批難されたり)かゝる事例は戰時に於ける俘虜勞働力の利用が漸く緊急の主題となり来りたるを暗示するものなれども、併し前大戰時に於いては猶ほ極めて部分的なる事例に止まり、且つそれも俘虜の非生産的消費に對するうめ合せとして、或は右事例に見るが如き一種の戰線に於ける緊急の必要に基けるものと思ふるを寧ろ適當といふべし。

三、今次大戰に於ける俘虜問題の重点

反之、今次大戰に到ると反んで、戰爭の總力戰的形態の激加は、俘虜

数の異常なる増大と共に、俘虜労働力の生産的活用の問題を愈々緊急の課題として登場せしむるに到り、俘虜取扱ひに関する問題は今や茲に其の焦点を置くに到れるものといふことを得べし、因に俘虜数についてのみ之を見るも、前大戦時に於ける俘虜總数は左表の如く联合国及び全盟國側を通計して大約七百七十五万と推算せらるゝに對し、今次大戦に於ける独逸一國が既に独ソ開戦前に於いて收容したる俘虜数は三百万に達すと見られ、俘虜労働力の生産的利用問題が西洋的近代戦争に於いて愈々重大なる問題となりつゝあるを痛感せしむ。

第一次歐洲大戦に於ける各國別俘虜数

各國が敵國側に与へたる俘虜数にして
行方不明の者を含む

聯合國側

動員總数

俘虜及行方不明

計	モンテネグロ	ポルトガル	希臘	白耳義	セルビア	ルーマニア	日本	北米合衆国	伊太利	英 国	佛 蘭 西	露 国
---	--------	-------	----	-----	------	-------	----	-------	-----	-----	-------	-----

四三、一八八、八一〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二六七、〇〇〇	七〇七、三四三	七五〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	四三五五、〇〇〇	五、六一五、〇〇〇	八、九〇四、四六七	八、四一〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------

四、一二六、〇九〇	七、〇〇〇	一、三三三、一八	一、〇〇〇	三、四六五、九	一、五二九、五八	八〇、〇〇〇	三	四、五〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、九一六、五二	五、三七、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
-----------	-------	----------	-------	---------	----------	--------	---	-------	---------	----------	----------	-----------

同盟国側

独逸

奥匈国

土耳其

ブルガリア

計

總計

一、一〇〇、〇〇〇

七、八〇〇、〇〇〇

二、八五〇、〇〇〇

一、二〇〇、〇〇〇

二、三八五、〇〇〇

六、五〇三、八八一

一、一五三、八〇〇

二、二〇〇、〇〇〇

二、五〇〇、〇〇〇

二、七〇二、九

三、六二九、八二九

七、七五〇、九一九

(備考)

本表は北米合衆国政府軍部の調査による。

但し、英佛両国の数字は兩國政府の調査に據る。

(二)

今次大戦に於ける独逸の俘虜取扱法の概要

今次大戦に於ける俘虜取扱法、特に其の労働力の生産的利用につき最も適切なる一例として独逸に於ける其の概要を示せば次の如し

一、 俘虜労働力の利用に関するナチ・イデオロギ

俘虜労働力の生産的利用は今次大戦下の独逸に於いて最も顯著なる事実にして、ナチ独逸の近代戦に對する万全の組織を語つて遺憾なきものなれども、更にその根底にはナチ独逸に特有のイデオロギを指摘することを得べし、即ち戦勝国による俘虜労働力の利用もナチ独特の民族觀に基く優秀民族による劣弱民族利用の思想にまで遡ることとも不可能ならざるべし、ヒットラーの「マイン・カンプレ」も亦アリアン民族は彼等が征服せる劣弱民族を利用すること不可能なりしならば輝しき独逸文化への第一歩も亦之を踏み出すこと不可能なりしならんと言ひ、劣弱民族は其後に全旅の運命が動物に對して割当てらるべし先立ち成長する独逸

文化に奉仕する最初の機械となれる事実を指摘し居れり。

現在独逸に於ける外米労働力の利用に於いても民族的差別観はその労働賃金の差別待遇等に於いて之を見ることを得べく民族的差別観の最も顯著且つ徹底せるものなり。少くとも當面の社会経済的必要を民族保護の根本方策と混乱せしめざる用意に於いて他山の石となすべき点なれとせず。

今次大戦下に於ける俘虜労働力の利用に於いてもその間の事情は亦之に全じと謂ふべし。

二、俘虜概数

今次大戦に於いて独逸の獲たる俘虜概数を独逸側公報のものにより推定するに独ソ開戦以後のものを除きても少くとも總数三百万に達するものと見ることを得。その主要なるものを国籍別に示せば凡そ次の如し、

ポーランド

フランス

ベルギー

ユーゴスラビア

希臘及英國（バルカン半島の戦）

百八十万乃至二百万

三十万乃至五十万

五十万

廿三万

三 俘虜労働力利用の状況

俘虜労働は最初は殆んどその大部分を農業労働力として利用したるも、最近に於ては工業方面に就役せしむる割合を累増しつつあり、

ジールツラの報告する所によれば一九四一年三月末までに俘虜總数の九〇%（即ち少くとも二百五十万人）を完全に就役せしめたりといふ。

又その産業別内訳は次の如し、

農業労働

五六%

(備考)

但し軍需工業関係には一切使用せぬ。

四 俘虜労働に対する報酬

砂糖工業に於ける俘虜使用に關し一九四〇年十一月一日に發布せられたる公規は次の如し、

(イ) 使用者は俘虜に対し無料にて食と住とを與ふること。

若し右の食及住の供與が不可能にして俘虜が俘虜收容所にして生活する場合は、使用者はその使用せる俘虜各一人に対し一日一マルクの訓令を以て收容所當局にその扶養費の支拂ひをなす。(右扶養費の八〇%は食費に、二〇%は住宅料に充當せらる。)

(ロ) 右食及住の供與の外、俘虜に与へらるゝ報酬は
一日六時間以下の労働に対し

一、五マルク

一日六時間以上の労働に対し

二、五マルク

特殊の熟練労働に対し追加（一日）

〇、五マルク

（備考）

日曜労働又は夜間労働等に対し追加賃金をなし、

但し右賃金は直接俘虜收容所當局に対し支拂はれ、俘虜自身が現金にて所持し得る賃金割合は軍當局之を決定す。

(ハ) 尚、以上の食及住に関する扶養費及び賃金の合算額三、五乃至四マルクは独逸人労働者の一日平均賃金の約半額に當るといふ。

五 占領地住民に対する強制的労働奉仕制度の設定

今次大戦に於ける独逸當局の敵国労働力の利用は、俘虜労働力の利用以外に更に占領地の一般労働力の利用に及び、その最も組織的なる方法は強制的労働奉仕制度の設定にして、フランス及びベルギーに於ては占領直後に、北政諸国に於ては稍遅れて孰れも実施せられたり。その他

デンマーク、和蘭、ボヘミア及びモラヴィア等に於いても凡て実施を見
つ、あり、

いま、一例として一九四一年五月二十六日設定されたる和蘭に於ける
本制度の内容を見るに、該當者は十八才乃至二十五才の全和蘭人男女に
して、労働期間は六ヶ月、本制度の爲に新設せられたる和蘭労働奉仕団
に於いて労働する義務を負はさるゝものなり。

尚、この種強制々度に対するの不服従者への制裁手段としては食糧割當
切符の支給拒絶を以てするを通則す。

又、右強制的労働奉仕制度と併せて占領地の未就業労働者の利用、即
ち之等未就業労働者に対する自發的登録制度の設定あり。適性検査の後
各種労働に配分せられ、その一部は独逸本国へ分遣せらる。應ぜざる場
合の制裁手段としては失業手當カードの取り上げ、更には食糧割當切
符支給の拒絶を行ふ。

六 独逸に於ける外國人労働者数

俘虏労働力の利用、占領地未就業労働力の活用等と竝んで互に現下独逸戦時所要労働力を構成する主要因子の一に独逸国内に移入せられたる外國人労働者あり。以上三者を合せて現下独逸に於ける外未労働力を構成す。いまその累増の跡を見るに、今次大戦勃發當時の外國人労働者数は独逸當局の公表によれば約五十万なりしが、

一九四〇年十一月二十七日の公表によれば俘虏を加へて約百六十万、更に二ヶ月後の一九四一年一月中旬の公表数は（ボヘミア及モラヴィアの保護領地によりチエツク人を除外）約二百万に増加せり（右二百万人中、農業百三十九万一千、工業六十七万）

更に今年二月には独逸工業使節の伊太利訪問あり、總計三十二万の伊太利人労働者の独逸派遣協定を締結す（既往の在独イタリヤ人労働者数は約五万）

又バルカン戦争の結果獲れるユーゴ、スラヴィア人俘虏五十万人中
 その半数の二十五万は独逸に新労働力として送致せらる。又クロアチア
 新王国に於ては五万の労働者（概ね熟練労働者）の募集を行へり。
 以上を通計すれば一九四一年夏に独逸本国に於ける外国人労働者数は
 二百七十万乃至三百万は達せりと見ることを得べし、

七 外国人労働者に対する差別待遇

(イ) 賃金上の差別。『ポロランド人が独逸人と同一の生活水準を有つと
 考ふるは正當ならず』とはロベルト、ライの有名なる聲明なり。

ワルテガウ及びダンケに於いては独逸人及びポロランド人の農業労働者
 間にも異なる賃金率が設定せられあり。

(ロ) 賃金外的差別。但し工業労働に於いては賃金上の差別が業者をして
 ポロランド人を優先採用せしむる弊害少なからず、右弊害を回避する

爲に考案せられたる方法が所謂「社会的衡税」(Sozialversicherungsbeitrag)なる新徴税法なり。即ち業者をしてポーランド人労働者にも独逸人労働者と同一の賃金を支拂はしめ、差別賃金に代る代策としてポーランド人工業労働者日當に一五%乃至二〇%の特別税を賦課せるものなり。

(ハ) 民族別差別。但し外国人労働者に対する賃金上の差別待遇は独逸本国に於いても占領地に於ても国籍別により種々差等あり。デンマーク人に対する賃金率(週六。乃至六五マルク)は独逸人未熟練労働者の取得する賃金(週平均六五マルク)と畧々全じ。

(ニ) 危険人物に対する特別處置、共産主義者及び特に敵闘的なる労働運動指導者に対しては之を孤立せしめ、且つ激しき労働に就役せしむ。例へば好ましからざるベルギー人は之をポーランドの鉱山に送り、全株のポーランド人を逆にベルギーの炭坑にて労働せしむる等の方法之

(三) 俘虜取扱に関する主要法規

一 一九〇七年ヘーグ陸戦法規中俘虜に関する法規

一九〇七年ヘーグに於いて開催せられたる第二回萬國平和會議席上議決せられたる陸戦法規は我國も亦諮問する所であるが、その内特に俘虜取扱に関する條章を掲ぐれば左の如くである。

陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約（抄録）

（明治四十五年一月十三日
條約 第四号）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名シタル陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸戰ノ法規慣例ニ関スル條約〔省畧〕

條約附屬書

陸戰ノ法規慣例ニ関スル規則

第一款

第二章 俘虜

第四條 俘虜ハ敵ノ政府ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル旧人又ハ部隊ノ權内

ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ

所有タルヘシ

第五條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城

寨、陣營其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得但シ已ムヲ得サル保安手段

トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ継続中ニ限之ヲ幽閉スルコトヲ得

第六條

國家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ應シ勞務者トシ
テ使役スルコトヲ得其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戦動作ニ関
係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ爲ニ勞務スルコトヲ許可セラルコトア
ルヘシ

國家ノ爲ニスル勞務ニ付テハ同一勞務ニ使役スル内國陸軍々人ニ適用
スル現行定率ニ依リ支拂ヲ爲スベシ右定率ナキトキハ其ノ勞務ニ對ス
ル割合ヲ以テ支拂フヘシ

公務所又ハ私人ノ爲ニスル勞務ニ関シテハ陸軍官憲ト協議ノ上條件ヲ
定ムヘシ

俘虜ノ勞銀ハ其ノ境遇ノ難苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩餘ハ解放ノ時給
養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘシ

第七條 政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス

交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於テハ俘虏ハ糧食、寢具及ヒ被服ニ
関シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲ受クヘシ

第八條 俘虏ハ之ヲ其ノ權内ニ属セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及
命令ニ服従スヘキモノトス總テ不従順ノ行爲アルトキハ俘虏ニ対シ必
要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虏ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シ
タル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罪ニ付セラルヘシ
俘虏逃ケタル後再ヒ俘虏ト爲リタル者ノ逃走ニ対シテハ何等ノ罪ヲ受
クル事ナシ

第九條 俘虏其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘ
キモノトス若シ此ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虏ニ与ヘラルヘキ利益
ヲ減殺セラルコトアルヘシ

第十條 俘虏ハ其ノ本国ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルル

コトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政府及之ヲ捕ヘタル政府ニ対シ一
身ノ名譽ヲ賭シテ其ノ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ対シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務
ヲ命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條 俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強制セラルルコトナク又敵ノ政府ハ
宣誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ應スルノ義務ナシ

第十二條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ爲シ
タル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル
者俘虜ノ取扱ヲ受クル權利ヲ失フヘク且裁判ニ付セラルルコトアルヘ
シ

第十三條 新聞ノ通信員及探訪者並酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部
ヲ爲ササル従軍者ニシテ敵ノ権内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益
ナリト認メタル者ハ其ノ所屬陸軍官憲ノ證明書ヲ携帯スル場合ニ限り

俘虜ノ取扱ヲ受クルノ権利ヲ有ス

第十四條 各交戦國ハ戰爭開始ノ時ヨリ又中立國ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ收容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情報局ハ俘虜ニ関スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡ニ関スル事項其ノ他俘虜ニ関シ銘々票ヲ作り作成補修スル爲ニ必要ナル通報ヲ各當該官憲ヨリ受クルモノトス情報局ハ該票ニ番號、氏名、年令、本籍地、階級、所屬部隊、負傷並捕獲、留置、負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ銘々票ハ平和克復ノ後之ヲ他方交戦國ノ政府ニ交付スヘシ

情報局ハ又宣誓解放セラレ逃走シ又ハ病院若ハ繙帶所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留シ並戰場ニ於テ発見セラレタル一切ノ自由品、有價物、信書等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ傳送スルノ任務ヲ要ス

第十五條 慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組

織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ人道的事業ヲ有效ニ遂行スル爲軍事
上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ交戦者ヨ
リ自己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ一切ノ便宜ヲ受クヘシ右協
會ノ代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許状ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタ
ル秩序及且紀ニ関スル一切ノ規律ニ服従スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル
上俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ分與スルコトヲ
許サルヘシ

第十六條 情報局ハ郵便料金ノ免除ヲ享ク俘虜ニ宛テ又ハ其ノ發シタル
信書、郵便爲替、有價物件及小包郵便物ハ差出国、名宛國及通過國ニ
於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セララルベシ
俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入税其ノ他ノ諸税及国有鉄道ノ運
賃ヲ免除セララルヘシ

第十七條 俘虜將校ハ其ノ抑留セララルル國ノ同一階級ノ將校カ受クルト

同額ノ俸給ヲ受クヘシ右俸給ハ其ノ本国政府ヨリ償還セラルヘシ

第十八條 俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ関スル規律ニ服従スヘキコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ与ヘラレ其ノ宗教上ノ禮拜式ニ参列スルコトヲ得

第十九條 俘虜ノ遺言ハ内国陸軍々人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ領置シ又ハ作成ス

俘虜ノ死亡ノ證明ニ関スル書類及埋葬ニ関シテモ亦同一ノ條規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相当スル取扱ヲ爲スヘシ

第二十條 平和克復ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本国ニ歸還セシムヘシ

二、 大正三年改正の「俘虜勞役規則」

俘虜勞役規則

(明治三十七年九月十日陸達第百三十九号
改正・明治三十八年カ四〇号・大正三年カ三四号)

俘虜勞役規則左ノ通定ム

俘虜勞役規則

第一條 俘虜ハ其ノ身分、階級及技能ニ應シ勞務者トシテ使役スルコト

ヲ得但シ准士官以上ノ者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ外俘虜ニ對シテハ公務所、私人又ハ自己ノ爲ニスル勞務

ヲ許可スルコトヲ得

第三條 俘虜ノ勞務ハ過度ナルヘカラヌ且其ノ本國軍隊若ハ社會ニ於ケ

ル地位ヲ辱メヌ又本國ニ對スル作戰動作ニ直接關係ヲ有セサルモノニ

限ル

第四條 俘虜ヲ俘虜收容所ニ於テ使役スル場合ニ於テハ俘虜取扱細則カ

六條ニ依ルノ外所要ノ取締法ヲ設ケ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 公務所又ハ私人ニシテ俘虜ヲ使役セムトスルトキハ衛戍司令官

ニ於テ其ノ勞務ノ種類、場所、時間及賃銀等ヲ定メ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ官衙ニ於テ使役スル場合ノ賃金ハ「下士」同相當者ハ一日七錢ハ兵卒「ハ」一日四錢トスト雖製麴包、裁縫及造靴等特種ノ技術ニ從事セシムル者ニハ技倆、勤怠及勞役時間ノ長短ニ應シ更ニ拾六錢以内ノ賃金ヲ増與スルコトヲ得

第六條 俘虜ノ賃銀及ホニ條ニ依ル勞務ノ收益ハ衛戍司令官ニ於テ俘虜收容所出納吏ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ但シ官衙ヨリ交付スル賃金以外ノモノニ在リテハ俘虜給養費用ノ補償トシテ豫メ其ノ一部ヲ國庫ニ納入スルモノトス其ノ納入額ハ必要ニ應シ之ヲ指定ス

第七條 前條ノ保管金ハ各俘虜ニ區別シテ帳簿ニ記入シ衛戍司令官ノ命令ニ依リ其ノ出納ヲ爲スモノトス

第八條 第六條ニ依リ出納官吏ニ於テ保管スル金銭ハ各俘虜ノ所得トシ

該俘虜ニ嗜好品ノ交付其ノ他俘虜ノ境遇ノ艱苦ヲ軽減スル費用ニ充テ
尚剩餘アルトキハ衛戍司令官ノ見込ニ依リ勞務者ニ自由使用ヲ許シ若
ハ本人歸國ノ際之ヲ交付スルモノトス

三、一九二九年ジュネーヴに於ける「俘虜ノ待遇に關する

條約」(日本未批准)

- 一九二九年七月二十七日ジュネーヴにて調印せられたる「俘虜ノ待遇
ニ關スル條約」は戰時に於ける其の避く可からざる慘害を軽減し且つ俘
虜ノ状態を緩和することを目的としてヘーグの國際條約殊に戰爭法規及
慣例に關する條約並に之に附屬せる規則を作成したる原則を拡張せるも
のにして、其の改正の主要点を擧ぐれば概ね左の如し、
- (1) 戰時復仇の手段を俘虜に及ぼす事を禁止せること(ハフニ條約三項)
- (2) 勞務強制の禁止を將校にのみならず下士官にも及ぼし、下士官は監

督勞務以外の勞務に服するを強制し得ざることとせらるること（オ二十七條）

(3) 私人の爲に勞務を爲す俘虜の給養、医療、俸給及び勞銀の支拂について、右俘虜を捕へたる國家が全責任を負ふべきものとせらるること（オ二十八條）

(4) 俘虜に課することを禁止せらるる労働の範圍を明瞭にせらるること。即ち従来は單に作戰行動に關係を有せざる事を要すと定めたるのみならず、新條約に於いては武器、其の他軍需品の製造及び運搬及びその性質を問はず軍隊に仕向けられる物品の運搬に俘虜を使役するを得ざる旨明記するに到れること（オ三十一條第一項）

(5) 俘虜の勞務に対する勞銀に關し、收容所の管理、整理及び保存に關する勞務については勞銀を受くることなきも、それ以外の勞務に使用さるる俘虜は交戦國間の協定により定むべき勞銀を受くる權利を有す

るものとし、協定結ばれざる時は大体一九〇七年の條約に於いて規定する如くするものとする。但し新條約は勞銀中より給養費用を扣除する旨の規定（上掲「陸戦法規」ヲ六條ヲ六項）を除けること。（
ヲ三十四條）

(6) 中立国にして、交戦国より其の敵國に收容せられたる俘虜の保護の任務を托せられたる國家（庇護國 *Protektions* *Protektions*）の権利を規定したること。即ち（イ）俘虜は其の收容国より受くる取扱に關し庇護國に向つて異議を申出る権利を有し（ヲ四十一條）、各俘虜收容所は其の爲に代表者を選定することを得る（ヲ四十三條ヲ一項）（ロ）俘虜に対する刑事裁判の開始は庇護國の公使に通告せらるゝことを要し（ヲ六十條ヲ一項）又死刑の宣告ありし時は直に庇護國の公使に通告せられ、通告後三箇月を経過せざれば執行することを得ず（ヲ六十六條）。（ハ）俘虜取扱に關し交戦国間に紛争を生じたる時は、庇

護国は其の解決に尽力すべく、中立国領土内に於ける兩交戦国代表の會合を提議することを得、交戦国は此の提議に従ふことを要すとせられらるること（カ八十七條）

(7) 交戦国は重傷者及重病者を、その階級又は人数の如何に關せず、輸送に堪ふる状態に在るに及びその本国に送還すべきものとせること（カ六十八條）

俘虜ノ待遇ニ関スル條約

(一九二九年七月二十七日
シコネーヴにて調印、日本未批准)

第一編 總 則

第一條 本條約ハ第七編ノ規定ヲ害スルコトナク左ノ者ニ適用セララルベシ

(一) 陸戰ノ法規慣例ニ関スル一九〇七年一月一八日ノコトヘイグレ

條約附屬規則第一條、第二條及第三條ニ掲クル一切ノ者ニシテ

敵ニ捕ヘラレタル者

(二) 交戰當事者ノ軍ニ屬シ海戰又ハ空戰中ニ於テ敵ニ捕ヘラレタル

一切ノ者但シ捕獲ノ狀況カ本條約ノ適用ヲ不可能ナラシムル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ然レドモ右ノ除外ハ本條約ノ基本的原則ヲ

害スルコトヲ得又捕ヘラレタル者カ俘虜收容所ニ送シタルトキ

ハ直ニ右ノ除外ハ消滅スヘシ

第二條 俘虜ハ敵國ノ権内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ屬

スルコトナシ

俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルヘク且暴行、侮辱及公眾ノ好奇心

二對シテ特ニ保護セラルヘシ

俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス

第三條 俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セラルベキ權利ヲ有ス婦人ハ女性

ニ對スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セラルベシ

俘虜ハ其ノ私権ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

第四條 俘虜捕獲國ハ俘虜ヲ給養スルノ義務ヲ負フ

俘虜ノ待遇ノ差別ハ其ノ待遇ヲ受クル者ノ軍事的階級、肉体的又ハ精神的健康状態、職業的技能又ハ性ノ區別ニ基クニ非サレバ不法トス

第三節 捕獲

第五條 俘虜ハ其ノ氏名及階級又ハ登録番號ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキモノトス若右ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラレル利益ヲ制限セラルルコトアルヘシ

俘虜ノ所屬軍人又ハ其ノ國ノ狀況ニ因スル情報ヲ獲得スル爲俘虜ニ何

等ノ拘束モ加ヘラレルコトナカルベシ回答ヲ拒絶スル俘虜ハ脅迫、侮辱ヲ受クルコトナカルヘク又如何ナル性質タルヲ問ハズ不愉快又ハ不利志ヲ被ラシメラルルコトナカルヘシ

俘虜ニシテ肉体的又ハ精神的理由ニ依リ其ノ身分ヲ示スコト能ハサル者ハ衛生部ニ委託セララルヘシ

第六條 個人用ノ衣類及物品（武器、馬匹、軍用器具及軍用書類ヲ除ク）並ニ金屬兜及瓦斯豫防マスクハ俘虜ノ保有タルヘシ

俘虜ノ所持スル金錢ハ將校ノ命ニ依リ且金額ヲ検査シタル後ニ非サレハ取上クルコトヲ得サルヘシ取上ケタル金額ニ付テハ受取證ヲ交付スヘシ右金錢ハ各俘虜ノ勘定ニ記入セララルヘシ

身分證明書、階級ノ徽章、勳章及貴重品ハ俘虜ヨリ取上クルコトヲ得サルヘシ

第三編 拘束

第一款 俘虜ノ後送

第七條 俘虜ハ危険圏外ニ置カラルル為捕獲後成ルヘク速ニ戦闘區域ヨリ

充分遠サカリタル地域ニ在ル收容所ニ後送セララルヘシ

俘虜ニシテ負傷又ハ病氣ノ為後送スルコトカ現地ニ留ルヨリモ一層

危険ナル者ニ限リ一時危険區域ニ留置セララルコトヲ得ヘシ

俘虜ハ戦闘區域ヨリ後送セラルル前無益ニ危険ニ曝サルルコトナカル

ヘシ

徒歩ニ依ル俘虜ノ後送ハ通常一日二十「キロメートル」ノ旅程ヲ以テ

為スヘキモノトス但シ水及食料ノ貯藏所ニ到達スル必要上一層長キ旅

程ヲ必要トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 交戦者ハ第七條ニ規定スル俘虜情報局ヲ通シ成ルヘク速ニ一

切ノ俘虜ノ捕獲ヲ相互的ニ通告スルノ義務ヲ有ス交戦國ハ又俘虜ニ宛

テタル家族ノ通信ノ到達スヘキ公ノ宛名ヲ相互的ニ通告スルノ義務ヲ

有又

一切ノ俘虜ハ成ルヘク速ニ第三六條及以下ニ規定スル條件ノ下ニ自ラ
家族ト通信スルコトヲ得セシメラルヘシ

毎洋ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ニ因シテハ本條ノ規定ハ老ニ到着後成ル
ヘク速ニ適用セラルヘシ

第二教 俘虜收容所

第九條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城
塞其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得ヘシ俘虜ハ又垣ヲ繞ラセル營内ニ
留置スルコトヲ得ヘシ幽閉又ハ禁足ハ止ムヲ得サル保安又ハ衛生上ノ
手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限り之ヲ為スコトヲ
得ヘシ

不健康地ニ於テ又ハ氣候溫和ナル土地ヨリ來レル者ニ對シ有害ナル氣
候ノ地ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ハ成ルヘク速ニ一層良好ナル氣候ノ地

二移サルヘシ

交戦者ハ同一收容所内ニ異人種又ハ異國籍ノ俘虏ヲ收容スルコトヲ忌
來得ル限リ避クヘシ

俘虏ハ如何ナル時タルヲ問ハズ戦闘區域ノ戦火ニ曝サルヘキ地域ニ移
送サルルコトナク又其ノ所在ニ依リ或地點又ハ或地域ヲ砲爆撃ヨリ避
ケシムル為ニ利用マラルルコトナカルヘシ

第一章 俘虏收容所ノ設備

第十條 俘虏ハ衛生及保健ニ付出來得ル限リノ保障アル建物又ハ假建
物内ニ宿泊セシメラルヘシ該宿泊所ハ全然濕氣ヲ避ケ、必要ノ程度ニ
保護且照明セララルヘシ火災ノ危険ニ對シテハ一切ノ豫防法講セラルヘシ
寢室ハ總面積、最少氣容、寢具ノ設備及材料ニ關シテハ捕獲國ノ補充
部隊ニ對スルト同一條件タルヘシ

第二章 俘虏ノ食糧及被服

第十一條 俘虜ノ定糧ハ其ノ量及質ニ於テ補充部隊ノモト同一タルヘシ
右ノ外俘虜ハ其ノ處分シ得ル食糧補足品ヲ自ラ調理スル手段ヲ供セラ
ルヘシ

飲料水ハ充分ニ供給セララルヘシ喫煙ハ許サルヘシ俘虜ハ收事場ニ使役
セラルルコトヲ得ヘシ食糧ニ関スル一切ノ團體的懲罰ヲ倣ハ之ヲ禁止
ス

第一二條 被服、下着及靴ハ捕獲國ニ依リ俘虜ニ支給セララルヘシ此等用品ノ交換及修理ハ規則的ニ為サルヘシ右ノ外労働者ハ労働ノ性質上必要ナル場合ハ何處ニ於テモ労働服ヲ支給セララルヘシ
各收容所内ニハ通保ヲ設ケ俘虜ヲシテ地方的市價ヲ支拂ヒテ食料品ヲ
購買シ得セシムヘシ

通保ニ依リ收容所管理部ノ收ムル利益ハ俘虜ノ為ニ利用セラルヘシ

第三章 俘虜收容所ノ衛生

第十三條 交戦者ハ收容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且傳染病豫防ノ爲必要

ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アルヘシ

俘虜ハ生理的法則ニ適ヒ且常ニ清潔ニ保持セラレタル設備ヲ日夜供セ
ラルヘシ

右ノ外收容所カ出來得ル限り設備スヘキ浴場及蕪水浴場ノ外ニ俘虜ハ
身體ノ清潔ヲ保ツ爲充分ナル水ヲ供給セラルヘシ

俘虜ハ運動ヲ爲シ及外氣ニ當ル機會ヲ與ヘラルヘシ

第十四條 各收容所ハ醫務室ヲ備ヘ俘虜カ其ノ必要トスルコトアルヘキ
有ラユル性質ノ手當ヲ受クルコトヲ得ヘシ必要ニ應シ隔離室ハ傳染病
患者ノ用ニ供セラルヘシ

治療ノ費用ヘ補缺用假装置ノ費用ヲ含ムハ捕獲國ノ負擔タルヘシ

交戦者ハ要求アリタルトキハ治療ヲ受ケタル一切ノ俘虜ニ對シ其ノ病
氣ノ性質及期間並ニ受ケタル手當ヲ示ス公ノ證明書ヲ交付スルノ義務アルヘシ

交戦者ハ特別協定ニ依リ醫師及看護人ヲ收容所内ニ留メ置キ之ト
同國

籍ノ俘虜ヲ介抱セシムルノ權利ヲ相互的ニ有スルコトヲ得ヘシ 四二

俘虜ニシテ重病ニ罹リタル者又ハ其ノ病狀力重大ナル外科手術ヲ必要

トスル者ハ捕獲國ノ費用ヲ以テ此等俘虜ヲ治療スルコトヲ得ヘキ一切

ノ軍用又ハ民間ノ病院ニ收容セラレベシ

第十五條 俘虜ノ醫學的検査ハ少クモ月ニ一回為サルヘシ該検査ハ一般

ノ健康狀態及清潔狀態ノ監督並ニ傳染病特ニ結核及花柳病疾患ノ検出

ヲ目的トス

第四章 俘虜ノ智的及道德的要望

第十六條 俘虜ハ軍事官憲ノ定ムル秩序及取締ニ因スル規定ニ服スルコ

トヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ

宗派ノ禮拜式ニ参列スルコトヲ得ヘシ

俘虜ニシテ或宗教ノ司教タル者ハ該宗教ノ名稱如何ニ抱テ又自由ニ同

宗教ニ屬スル者ノ間ニ宗教ヲ司ルコトヲ許サルヘシ

第十七條 交戦者ハ出來得ル限り俘虜ノ計畫スル智的及体育的喫菓ヲ與

勵スヘシ

第五章 俘虜收容所内ノ規律

第十八條 各俘虜收容所ハ責任アル將校ノ管下ニ置カルヘシ

俘虜ハ自國軍内ニ於テ自國人ニ關シ現ニ行ハルル規則ニ依リ定メラレタル禮式ノ外捕獲國ノ一切ノ將校ニ對シテ敬禮スル義務アルモノトス
俘虜タル將校ハ捕獲國ノ上級又ハ同階級ノ將校ニ對シテノミ敬禮スル義務アルモノトス

第十九條 階級ノ徽章及勳章ノ佩用ハ許サルヘシ

第二十條 一切ノ規則、命令、通告及公告ハ俘虜ノ了解スル國語ヲ以テ通知セラルヘシ訊問ニ關シテモ同様ノ主義採用セラルヘシ

第六章 將校及之ニ準スル者ニ關スル特別規定

第二十一條 戰爭開始後直ニ交戦者ハ相當階級ノ將校及之ニ準スル者ノ間ニ於ケル待遇ノ平等ヲ確保スル為ニ各自國軍内ニ於テ使用セラルル

稱號及階級ヲ相互的ニ通知スルノ義務ヲ有スヘシ

俘虜タル將校及之ニ準スル者ハ其ノ階級及年齡ニ相當スル敬意ヲ以テ
待遇セララルヘシ

第二十二條 將校收容所ノ用務ヲ辨セシムル為將校ト同一軍ニ屬スル兵
卒タル俘虜ニシテ出來得ル限り同國語ヲ話ス者ヲ該將校收容所ニ派遣
スヘシ右兵卒ノ數ハ將校及之ニ準スル者ノ階級ヲ考慮シ充分ナル數ヲ
ルヘシ

該將校及之ニ準スル者ハ捕獲國ニ依リ支拂ハルル俸給ヲ以テ其ノ食糧
及被服ヲ求ムヘシ將校自身ニ依ル日用品ノ管理ハ諸般ノ便宜ヲ與ヘラ
ルヘシ

第七章 俘虜ノ金錢收入

第二十三條 交戰國間ノ特別協定特ニ第二十四條ニ規定スル協定ヲ留保
シ俘虜タル將校及之ニ準スル者ハ捕獲國ヨリ該國軍ノ相當階級ノ將校

ト同一ノ俸給ヲ受クヘシ但シ該俸給ハ俘虜力其ノ勤務シタル國ノ軍ニ
於テ受クル權利ヲ有スル俸給ヲ超過スルコトヲ得ス右俸給ハ出來得レ
八月二一回全額ヲ支拂ハルヘク且捕獲國ノ負擔ト爲ルヘキ支出力俘虜
ノ利益ノ爲ナリシ場合ト雖モ該支出ノ爲何等減額ヲ爲スコトヲ得ス
交戦者ハ右ノ支拂ニ適用セラルヘキ爲替相場ヲ協定スヘシ此ノ種ノ協
定ナキトキハ戰爭開始ノ際ニ於ケル相場適用セラルヘシ
俸給トシテ俘虜ニ爲サレタル一切ノ支拂ハ俘虜ノ服役シタル國ニ依リ
戰爭終了後返済セラルヘシ

第二十四條 交戦者ハ戰爭開始後直ニ各種ノ階級及役種ノ俘虜力所持ス
ルコトヲ許サルヘキ現金ノ最高限額ヲ協定スヘシ俘虜ヨリ取上ケラレ
又ハ留保セラレタル超過額ハ俘虜ニ依リ爲サレタル預金ト同様俘虜ノ
勘定ニ記入セラルヘク且其ノ同意ナクシテ他ノ種ノ貨幣ニ換ヘラレル
コトナカルヘシ

俘虜ノ勘定ノ貸方額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ支拂ハルヘシ
 拘束期間中俘虜ハ右金額ノ全部又ハ一部ヲ其ノ本國ノ銀行又ハ個人ニ
 移送スルニ付便宜ヲ供與セラルヘシ

第八章 俘虜ノ移送

第二十五條 作戰ノ進行上必要ナラサル限り傷病俘虜ハ旅行ニ依リ其ノ
 恢復ヲ妨ケラルル虞アル間移送セラルルコトナカルヘシ

第二十六條 移送ノ場合ニハ俘虜ハ其ノ新ナル目的地ヲ公ニ豫告セラル
 ヘシ

俘虜ハ其ノ個人用品、通信及自己宛小包ヲ携帯スルコトヲ許サルヘシ
 舊收容所ニ宛テラレタル通信及小包力遲滞ナク俘虜ニ轉送セラルル為
 有用ナル一切ノ措置執ラルヘシ

移送セラレタル俘虜ノ勘定ニ屬スル預金ハ該俘虜ノ新居所ノ権限アル
 官憲ニ轉送セラルヘシ

移送ニ依リ費サレタル費用ハ捕獲國ノ負擔タルヘシ

第三款 俘虜ノ労働

第一章 總則

第二十七條 文戦者ハ將校及之ニ準スル者ヲ除キ健康ナル俘虜ヲ其ノ階

級及才能ニ從ヒ労働者トシテ使役スルコトヲ得ヘシ

尤モ將校又ハ之ニ準スル者自己ニ適スル労働ヲ欲スルトキハ出來得ル

限り之ヲ與フヘシ

俘虜タル下士ハ特ニ報酬的作業ヲ要求セサル限り監督労働ニノミ服セ

シメラルヘシ

文戦者ハ拘束期間ヲ通シ労働災害ノ罹災者タル俘虜ヲシテ捕獲國ノ法

制上同一種類ノ労働者ニ適用セララルヘキ規定ノ利益ヲ受ケシムル義務

アルモノトス右捕獲國ノ法制上ノ理由ニ依リ右ノ如キ規定ノ適用ヲ受

クルコト能ハサル俘虜ニ關シテハ該國ハ罹災者ニ對シ衡平ニ賠償スル

二適スル一切ノ措置ヲ執ルヘキコトヲ其ノ立法府ニ建議スル義務アル
モノトス

第二章 労働ノ組織

第二十八條 捕獲國ハ個人ノ為ニ働ク俘虜ノ給養、手當、俸給及勞銀ノ
支拂ニ關シ全責任ヲ負フヘシ

第二十九條 俘虜ハ何人ト雖モ肉体的ニ不適當ナル労働ニ使役セラルル
コトナカルヘシ

第三十條 俘虜ノ一日ノ労働時間ハ往復時間ヲ含ムハ過度ナラサルヘ
ク且如何ナル場合ト雖モ該地方ニ於テ同一労働ニ從事スル民間労働者
ノ為認メラルル労働時間ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ
各俘虜ニ對シ毎週連續ニ二十四時間成ルヘク日曜日ニ休養ヲ與ヘラルヘシ

第三章 禁止労働

第三十一條 俘虜ニ依リ為サルル労働ハ作戰行動ニ何等直接關係ナキモ

ノ夕ルハシ特ニ倭虜ヲ各種兵器彈藥ノ製造及運搬迄ニ戰鬪部隊ニ死テ
ラレタル材料ノ運搬ニ使役スルコトヲ禁止ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ倭虜ハ命令實行ノ後若ハ實行ノ初二第
四十三條及第四十四條ニ規定スル任務ヲ有スル信任者又ハ信任者ナキ
場合ハ保護國ノ代表者ノ仲介ニ依リ其ノ要求ヲ提出セシムル自由ヲ有
ス

第三十二條 倭虜ヲ不健康又ハ危険ナル勞働ニ使役スヘカラヌ

懲罰ノ手段トシテ勞働條件ノ一切ノ加重ハ禁止セラル

第四章 勞働分遣所

第三十三條 勞働分遣所ノ制度ハ倭虜收容所ノ制度ト同一タルハシ特ニ
其ノ衛生的條件、食糧、災害又ハ病氣ノ場合ノ手當、通信迄ニ小包ノ
受領ニ關シテ然リトス

一切ノ勞働分遣所ハ倭虜收容所ニ屬スヘシ該收容所ノ所長ハ勞働分遣

所及ニ於ケル本條約ノ規定ノ勵行ニ付責ニ任スヘシ

第五章 勞 銀

第三十四條 收容所ノ管理、整理及保存ニ關スル勞働ニ對シテハ倭虜ハ

勞銀ヲ受ケサルヘシ

他ノ勞働ニ使役セラル、倭虜ハ交戦者間ニ協定セラルヘキ勞銀ヲ受ケル權利アルヘシ

該協定ハ又收容所管理部ノ留保スルコトヲ得ヘキ割合、倭虜ニ屬スヘキ金額及拘束中該金額ノ交付セラルヘキ方法ヲ規定スヘシ

右協定ノ締結セラルル迄ハ倭虜ノ勞働ノ報酬ハ左ノ原則ニ從ヒ定メラルヘシ

一 國家ノ為ニ為サレタル勞働ハ當該國軍ニ屬スル軍人カ同一勞働ニ從事スル場合ニ於ケル現行定率ナキ場合ハ為サレタル勞働ニ比例スル率ニ從ヒ支拂ハルヘシ

(五) 他ノ公共團體又ハ個人ノ為ニ為サレタル勞働ニ對シテハ軍事官憲

ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ貸方ニ殘ル金額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ交付セラルヘシ死
亡ノ場合ニ於テハ外交手續ニ依リ死者ノ相續人ニ移送セラルヘシ

第四款 俘虜ト外部トノ連絡

第三十五條 戰爭開始後直ニ交戦者ハ本款ノ規定ノ實施ニ關シ定メラレ

タル措置ヲ公表スヘシ

第三十六條 各交戦者ハ各種類ノ俘虜カ一月内ニ發送スルコトヲ許サル

ヘキ信書及郵便葉書ノ數ヲ定期ニ定メ之ヲ他ノ交戦者ニ通告人ヘシ該信書及
葉書ハ郵便ニ依リ最短路ニ從ヒ送付セラルヘシ懲罰的理由ヲ以テ此等
郵便物ヲ延着セシメ又ハ却留スルコトヲ得サルヘシ

各俘虜ハ收容所到着後遅クモ一週間以内ニ及病氣ノ場合ニ同様ニ其ノ
家族ニ宛テ捕獲及健康状態ヲ報告スル為郵便葉書ヲ發送スルコトヲ許

ナルヘシ

該郵便葉書ハ成ルヘク速ニ送付セラルヘク且何等ノ方法ヲ以テスルヲ
問ハス遲滞セラルルコトナカルヘシ

通則トシテ停務ノ通信ハ其ノ母國語ヲ以テ書カルヘシ交戦者ハ他國語
ニ依ル通信ヲ許スコトヲ得ヘシ

第三十七條 停務ハ其ノ食用又ハ被服ニ供スル為ノ食料品及其ノ他ノ物
品ヲ含ム小包郵便物ヲ個人的ニ受領スルコトヲ許サルヘシ小包ハ受取
證ト引換ニ名宛人ニ交付セラルヘシ

第三十八條 直接又ハ第七十七條ニ規定スル情報局ヲ通シテ停務ニ宛テ
ララレ又ハ其ノ發シタル信書、金錢又ハ有價物ノ送付及小包郵便物ハ
差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セラルヘシ

同様ニ停務ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入税其ノ他ノ諸税及國有鉄
道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

俘虜ハ承認セラレタル急用ノ場合ニハ通常ノ料金ヲ支拂ヒテ電信ヲ發
スルコトヲ許サルヘシ

第三十九條 俘虜ハ個人的ニ書籍ノ送付ヲ受クルコトヲ許サルヘク該書
籍ハ検閲セラルルコトヲ得ヘシ

保護國及公認救恤團體ノ代表者ハ俘虜收容所ノ圖書室ニ著作物及書籍
集ヲ送付スルコトヲ得ヘシ

検閲ノ困難ヲ理由トシテ該送付物ヲ圖書室ニ交付スルヲ遲延セシムル
コトヲ得サルヘシ

第四十條 通信ノ検閲ハ成ルヘク速ニ為サルヘシ尚小包郵便物ノ監督ハ
小包ノ包含スルコトアルヘキ食料品ノ保存ヲ確保スルニ適スル條件ノ
下ニ且出來得レハ各宛人又ハ各宛人ニ依リ正當ニ認めラレタル信任者
ノ面前ニ於テ為サルヘシ

軍事上又ハ政治上ノ理由ニ依リ交戦者ノ發令スル通信トノ禁止ハ一時

的ノ性質ノミヲ有シ得ヘク且出來得ル限リ短期間タルヘシ

第四十一條 文戦者ハ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ署名シタル證書、文書又ハ記録并ニ委任狀及遺言狀ノ送達ニ一切ノ便宜ヲ與フヘシ
文戦者ハ必要アル場合ニハ俘虜ノ為セル署名ノ公證ヲ確保スルニ必要ナル指置ヲ執ルヘシ

第五款 俘虜ト官憲トノ關係

第一章 拘束制度ニ關スル俘虜ノ苦情申出

第四十二條 俘虜ハ之ヲ監督スル軍事官憲ニ對シ其ノ服スル拘束ノ制度ニ關シ申請ヲ為ス權利ヲ有スヘシ

俘虜ハ又保護國ノ代表者ニ對シ拘束ノ制度ニ關シ有スルコトアルヘキ苦情ノ諸點ヲ指示スル為ニ陳述ヲ為ス權利ヲ有スヘシ

右ノ申請及苦情ノ陳述ハ迅速ニ傳達セラレヘシ

該申請及苦情ノ陳述力根據ナシト認定セラルル場合ニ於テモ之力為何

等處罰セラルルコトナカルヘシ

第二章 俘虜ノ代表者

第四十三條 俘虜ハ其ノ所在スル一切ノ地方ニ於テ軍事官憲及保護國ニ對シ自己ヲ代表スル任務ヲ有スル信任者ヲ指定スルコトヲ許サルヘシ
右ノ指定ハ軍事官憲ノ承認ヲ受クヘシ

信任者ハ合同送付品ノ接受及分配ニ當ルヘシ又俘虜力其ノ間ニ相互扶助ノ制度ヲ組織スルコトヲ決定スル場合ニハ該組織ハ該信任者ノ確限内ニ置カルヘシ尚信任者ハ俘虜ニ對シ俘虜ト第七十八條ニ規定スル救恤協會トノ關係ヲ容易ナラシムル為仲介ノ勞ヲ提供スルコトヲ得ヘシ
將校及之ニ準スル者ノ收容所ニ於テハ最高級先任將校タル俘虜ハ收容所官憲ト俘虜タル將校及之ニ準スル者トノ間ノ仲介者トシテ認メラルヘシ之力為該將校收容所官憲將校收容所官憲トノ交渉ニ際シ通譯トシテ用フル為一人ノ俘虜將校ヲ指定スル權限アルヘシ

第四十四條 信任者ニシテ勞働者トシテ使役セラルル場合ニハ俘虜ノ代

表者トシテノ其ノ活動ハ義務勞働時間内ニ計算セラルヘシ

信任者ト軍事官憲及保護國トノ通信ノ為該信任者ハ一切ノ便宜ヲ與ヘ
ラルヘシ該通信ノ數ハ制限セラルヘシ

俘虜ノ代表者ハ其ノ後繼者ヨシテ進行中ノ事務ニ通セシムル為必要ナ
時間ヲ與ヘラルコトナクシテ移轉セシメラルコトヲ得サルヘシ

第三章 俘虜ニ對スル處罰

一 總則

第四十五條 俘虜ハ捕獲國軍ノ現行法律、規則及命令ニ服從スヘシ

總テ不從順ノ行為アルトキハ俘虜ニ對シ該法律、規則及命令ノ規定ス
ル手続ヲ施スコトヲ得ヘシモ本章ノ諸規定ヲ留保ス

第四十六條 俘虜ハ捕獲國ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事實ニ付該國
軍ノ軍人ニ對スルト異ナル罰ヲ課セラルルコトナカルヘシ

同一階級ニ付テハ懲罰ヲ受クル俘虜タル將校、下士又ハ兵卒ハ捕獲國軍ニ於テ同一罰ニ關シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

一切ノ体刑、日先ニ依リ照明セラレサル場所ニ於ケル一切ノ監禁及一艘ニ一切ノ残酷ナル罰ヲ禁止ス

同僚ニ個人ノ行為ニ付團體的ノ罰ヲ課スコトヲ禁ス

第四十七條 規律違反ヲ構成スル事實特ニ逃走ノ企ハ至急確認セラレハシ官等アルト否トヲ問ハス一切ノ俘虜ニ對シ豫防的拘留ハ最少限度ニ止メラルヘシ

俘虜ニ對スル裁判手續ハ事業ノ許ス限リ速ニ為サルヘシ豫防的留置ハ出來得ル限リ制限セラレヘシ

一切ノ場合ニ於テ豫防的留置期間ハ該國軍人ニ對シ認めラレル限リ懲罰又ハ刑罰ノ期間ヨリ控除セラレヘシ

第四十八條 俘虜ハ其ノ課セラレタル刑罰又ハ懲罰ヲ終ヘタル後他ノ俘

虜ト異ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

尤モ逃走ノ企ニ依リ罰セラレタル俘虜ハ特別ノ監視ノ下ニ置カレルコトヲ得ヘシ但シ該監視ハ本條約ニ依リ俘虜ニ與ヘラレル保障ヲ何等除去スルコトヲ得サルヘシ

第四十九條 捕獲國ハ俘虜ノ官等ヲ剝奪スルコトヲ得ス

懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ階級ニ附帶スル權ヲ奪ハレルコトナカルヘシ特ニ自由ニ剝奪ヲ伴フ罰ヲ受クル將校及之ニ準スル者ハ下士又ハ兵卒ニシテ罰セラレタル者ト同一場所ニ置カレルコトナカルヘシ

第五十條 逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ連スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先々再ヒ捕ヘタル者ハ懲罰ノミニ付セラレルヘシ

俘虜ニシテ其ノ軍ニ連シ又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離シ

タル後再び倭虜ト為リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等罰ヲ受クルコトナカルヘシ

第五十一條 逃走ノ企ハ再犯ノ場合ト雖モ倭虜力該企中人又ハ賊物ニ對シテ犯セル重罪又ハ輕罪ニ付裁判所ニ訴ヘラレタル場合ニ於テ刑ノ加重情狀トシテ考虜セラレサルヘシ

逃走ノ企又ハ其ノ成就後ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミニ付セラルヘシ

第五十二條 交戦者ハ倭虜ノ犯セル犯行力懲罰ニ付セラルヘキヤ刑罰ニ付セラルヘキヤノ問題ノ量定ニ關シ當該官憲ニ於テ最寛大ナル態度ニ出ツル様注意スヘシ

特ニ逃走又ハ逃走ノ企ニ關スル事實ノ量定ニ關シ然ルヘシ
倭虜ハ同一事實又ハ同一訴追事項ニ關シ一度ノミ罰セラルルコトヲ得ヘシ

第五十三條

懲罰ニ付セラレタル停虜ニシテ送還ニ関シ規定セラレタル條件ニ適合スル者ハ該罰ヲ終ヘサルコトノ理由ヲ以テ留置セララルコトナカルヘシ

六〇

送還スヘキ停虜ニシテ刑事上ノ訴追中ノ者ハ裁判手續ノ終了迄又場合

ニ依リ刑期ノ満了迄送還ヨリ除外セララルコトヲ得ヘシ判決ノ結果既

ニ留置中ノ者ハ其ノ終了迄留置セララルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ前項ノ理由ニ依リ送還ヲ許サレサル停虜ノ名簿ヲ相互ニ通告

スヘシ

二 懲 罰

第五十四條

拘留ハ停虜ニ課セララルヘキ最重キ懲罰トス

同一罰ノ期間ハ三十日ヲ超過スルコトヲ得ス

右ノ三十日ノ最大限ハ停虜力數個ノ事實ニ付懲罰ヲ受クヘキ場合ニ於

テ右事實力相關聯スルト否トヲ問ハス超過セララルコトナカルヘシ

拘留中又ハ其ノ期間満了後俘虜カ新ナル懲罰ヲ受クヘキ場合ニ於テ
拘留期間ノ何レカ十日又ハ十月ヲ超ユルトキハ兩拘留ノ間ニ少クモ
三日ノ期間ヲ置クヘシ

第五十五條 第十一條末項ノ目的トスル規定ノ留保ノ下ニ懲罰ニ付セラ
レタル俘虜ニ對シ捕獲國軍内ニ行ハルル食糧制限ヲ罰ノ加重トシテ適用
スルコトヲ得ヘシ
尤モ右ノ制限ハ罰セラレタル俘虜ノ健康状態力之ヲ許ス場合ニ非サレ
ハ之ヲ命スルコトヲ得サルヘシ

第五十六條 如何ナル場合ニ於テモ俘虜ハ懲罰ヲ受クル為懲罰所へ刑務
所、懲罰監、徒刑場等ニ移サルルコトヲ得サルヘシ
懲罰ヲ受クル場所ハ衛生上ノ要求ニ適合スルモノタルヘシ
罰セラレタル俘虜ハ自ら清潔ヲ保持スルコトヲ得シメラルヘシ
右俘虜ハ毎日運動ヲ爲シ又ハ少クモ二時間屋外ニ留マルコトヲ得ヘシ

第五十七條 懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ讀ミ且書クコトヲ及手紙ヲ發受
スルコトヲ許サルヘシ

之ニ及シ小包及送金ハ滿罰期迄名宛人ニ交付セサルコトヲ得ヘシ配付
セラレサル小包ニシテ腐敗シ易キ食料品ヲ含ムトキハ該品ハ醫務室又
ハ收容所收事場ニ付與セララルヘシ

第五十八條 懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ要求ニ基キ日日ノ診察ヲ受
クルコトヲ許可セララルヘシ該俘虜ハ醫師ノ必要ト認ムル手當ヲ受ケ且
必要ニ應シ收容所醫務室又ハ病院ニ引取ラルヘシ

第五十九條 裁判所及上級軍事官憲ノ権限ヲ留保シ懲罰ハ收容所又ハ分
遣所ノ所長トシテ懲罰權ヲ有スル將校又ハ該將校ヲ代理スル責任アル
將校ノミニ依リ言渡サルヘシ

三 訴 追

第六十條 俘虜ニ對スル裁判手續ノ開始ニ際シ捕獲國ハ成ルヘク速ニ且

當ニ辨論ノ開始期日前ニ保護國ノ代表者ニ之ヲ通告スヘシ

右ノ通告ハ左ノ事項ヲ含ムヘシ

(一) 俘虜ノ戸籍及階級

(二) 滞在又ハ留置ノ場所

(三) 適用法規ヲ記載スル訴追事項ノ明細書

右ノ通告ニ於テ事件ノ審理ニ當ルヘキ裁判所、辨論開始期日及辨論ノ行ハルヘキ場所ノ指示ヲ與フルコト能ハサル場合ニ於テハ後日成ルヘク速ニ且何レノ場合ニ於テモ辨論開始ノ前少クモ三週間前ニ該指示ヲ保護國ノ代表者ニ與フヘシ

第六十一條 俘虜ハ辨護ノ機會ヲ與ヘラレ又シテ處罰セラルルコトナラズ

俘虜ハ其ノ訴ヘラレタル事實ニ對シテ有責ナリト自認スル為處刑セラルコトナカルヘシ

第六十二條 俘虜ハ其ノ選擇スル有資格ノ辯護人ヲ帶同シ且必要ニ應シ

適當ナル通譯ヲ用フル權利ヲ有スヘシ俘虜ハ捕獲國ニ依リ辯論ノ開始

前適當ナル時機ニ其ノ權利ニ付通告ヲ受クヘシ

俘虜力選擇セラル場合ニ於テハ保護國ハ該俘虜ニ辯護人ヲ附スルコト

ヲ得ヘシ捕獲國ハ保護國ノ請求ニ基キ辯護ヲ為ス資格アル者ノ名簿ヲ

保護國ニ送付スヘシ

保護國ノ代表者ハ訴訟辯論ニ立会フ權利ヲ有スヘシ

右ノ原則ニ對スル唯一ノ例外ハ國家ノ治安ノ為訴訟辯論ノ秘密ヲ要ス

ル場合ナリトス此ノ場合ニハ捕獲國ハ保護國ニ之ヲ豫告スヘシ

第六十三條 俘虜ニ對スル判決ハ捕獲國軍ニ屬スル者ニ関スルト同一ノ

裁判所ニ於テ且同一ノ手續ニ依リテノミ言渡サルルコトヲ得ヘシ

第六十四條 一切ノ俘虜ハ自己ニ下サレタル一切ノ判決ニ對シ捕獲國軍

ニ屬スル者ト同様ノ方法ニ依リ上訴スル權利ヲ有スヘシ

第六十五條 俘虜ニ對シ言渡サレタル判決ハ直ニ保護國ニ通知セラルヘシ

第六十六條 俘虜ニ對シ死刑ノ言渡サルルトキハ犯行ノ性質及情狀ヲ詳細ニ記述スル通知ハ俘虜ノ服役シタル軍ノ所屬國ニ移送セラルル為成

ルヘク速ニ保護國ノ代表者ニ送付セラレサルヘシ
該判決ハ右通知ヨリ少クモ三日ノ期間満了前執行セラレサルヘシ

第六十七條 俘虜ハ判決ニ依ルト否トモ同ハ又本條約第四十二條ノ規定ノ利益ヲ剝奪セラルルコトヲ得サルヘシ

第四編 拘束ノ終了

第一款 直接送還及中立國ニ於ケル收容

第六十八條 交戦者ハ重病者及重傷者タル俘虜力移送セラレ得ル状態ニ至リタル後階級及數ニ關係ナク之ヲ其ノ本國ニ送還スル義務アルヘシ
従ツテ交戦者ハ協定ヲ以テ成ルヘク速ニ直接送還ノ原ト為ルヘキ負傷又ハ病氣ノ場合及必要ニ應シテ中立國ニ於テ收容セシムヘキ場合ヲ

定ムヘシ該協定ノ締結ニ至ル迄ハ交戦者ハ本條約ニ参考トシテ附屬セ
ラレタル標準協定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第六十九條 戦争用姓後直ニ交戦者ハ混成醫員会ヲ構成スル為協定スヘ

シ同會ハ三名ノ委員ヨリ成リ中ニ名ハ中立國ニ屬シ一名ハ捕獲國ノ指
名スル者タルヘシ中立國醫師ノ中一名ヲ以テ委員長トス同會ハ停虜ニ
シテ病者又ハ傷者タル者ヲ診察シ且之ニ對シ有用ナル一切ノ決定ヲ為
スヘシ

同會ノ決定ハ過半数ヲ以テ為サルヘク且成ルヘク速ニ執行セラルヘシ

第七十條 收容所ノ醫官ニ依リ指定セラレタル者ノ外次ニ掲ルル停虜ハ

直接送還又ハ中立國ニ於ケル收容ノ為ニ第六十九條ニ規定スル混成醫

員會ノ診察ヲ受クヘシ

收容所ノ醫官ニ對シ直接ニ右要求ヲ為ス停虜

(五) 第四三條ニ規定スル信 者ノ申出ニ依ル停虜但シ該信任者ハ自己

ノ發意ニ依リ又ハ倭虜ノ要求ニ基キ行動スルモノトス

(六) 倭虜ニシテ其ノ服役シタル軍ノ所屬國又ハ該國ニ依リ公認セラレ

タル救恤協會ニ依リ提議セラレタルモノ

第七十一條 倭虜ニシテ勞働災害ノ罹災者ト為リタル者ハ送還又ハ必要

ニ應シ中立國ニ於ケル收容ニ因シ同一ノ規定ノ利益ヲ享有セシメラル

ハシ但シ故意ノ傷者ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十二條 戰爭ノ繼續中及人道土ノ為交戰者ハ健全ナル倭虜ニシテ長

期ノ拘束ヲ受ケタル者ノ直接送還又ハ中立國ニ於ケル收容ノ為協定ヲ

締結シ得ヘシ

第七十三條 倭虜ノ送還又ハ中立國ニノ移送ノ費用ハ捕獲國ノ國境外ニ

於テハ右倭虜力服役シタル軍ノ所屬國ニ依リ負擔セララルヘシ

第七十四條 送還セラレタル者ハ現役ノ軍務ニ服セシメラルヲ得サル

第二款 戰爭終了ノ際ニ於ケル解放及送還

第七十五條 交戦者カ休戦條約ヲ締結セントスルトキハ右交戦者ハ原則トシテ俘虜ノ送還ニ用スル規定ヲ設クヘシ此ノ點ニ用スル規定カ右條約ニ挿入セラレ得サリシ場合ト雖モ交戦者ハ或ルヘク速ニ之カ為連絡ヲトルヘシ一切ノ場合ニ於テ俘虜ノ送還ハ平和克復後成ルヘク速ニ行ハルヘシ

尤モ俘虜ニシテ普通法上ノ重罪又ハ輕罪ノ為訴追中ノ者ハ右手續ノ終了迄及場合ニ依リ刑期ノ満了迄留置マラルルヲ得ヘシ普通法上ノ重罪又ハ輕罪ノ為刑ノ宣告ヲ受ケタル者ニ付テモ同様ナルヘシ
 離散セル俘虜ヲ搜索シ且其人ノ送還ヲ確保スル目的ヲ以テ交戦者ハ合意ノ上委員會ヲ設置スヘシ

第五編 俘虜ノ死云

第七十六條 俘虜ノ遺言ハ内國軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ受領セラレ且作成セラレヘシ

第七十七條 俘虜ノ遺言ハ内國軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ受領セラレ且作成セラレヘシ

同様ニ死亡ノ證明ニ因スル書類ニ因シテモ同一ノ規定ニ從フヘシ
交戦者ハ拘束中死シタル俘虜力鄭重ニ埋葬セラルル様及墳墓力有用
ナル一切ノ表示ヲナシ尊敬セラレ且相應ニ維持セラルル様注意スヘシ

第六編 俘虜ニ関スル救恤及情報局

第七十七條 戦争開始後直ニ各交戦國並ニ交戦者ヲ收容シタル中立國ハ

其ノ領域内ニ在ル俘虜ニ関スル官立情報局ヲ設置スヘシ
各交戦國ハ其ノ軍ニ依リ為サルル俘虜ノ一切ノ捕獲ヲ放ルヘク速ニ其
ノ情報局ニ通知シ其ノ有スル認識ニ関スル一切ノ情報ニシテ迅速ニ関
係家族ニ了知セシムルヲ得ヘキモノヲ右情報局ニ供給シ且家族力俘虜
ニ通信ヲ為シ得ヘキ公ノ宛名ヲ右情報局ニ通知スヘシ

情報局ハ一方保護國ノ仲介ニ依リ及他方第七十九條ニ規定セラルル中
央部ノ仲介ニ依リ前記ノ一切ノ情報ヲ関係國ニ速ニ傳達スヘシ
情報局ハ俘虜ニ因スル一切ノ問合せニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、

移動、宣誓解放、送還、逃走、入院、死亡ニ関スル一切ノ通報並ニ其
ノ他各俘虜ニ関シ銘銘票ヲ作成シ補修スル為ニ必要ナル情報ヲ各主務
官憲ヨリ受クヘシ

情報局ハ該票ニ出末得ル範圍内ニ於テ且第五條ノ規定ヲ留保シテ登録
番號、氏名、出生日附及出生地、當人ノ階級及所屬部隊、父ノ名母ノ
氏、災害ノ場合ニ通知スヘキ者ノ宛名、負傷、捕獲ノ留置ノ負傷ノ日
附及場所並ニ他ノ一切ノ重要ナル情報ヲ記載スヘシ

各俘虜ノ認識ヲ容易ナラシムヘキ一切ノ新規ノ情報ヲ含メル週刊名簿
ハ關係諸國ニ交付セラルヘシ

俘虜ノ銘銘票ハ平和克復後其ノ服役シタル國ニ交付セラルヘシ
情報局ハ送還セラレ、宣誓解放セラレ、逃走シ又ハ死亡シタル俘虜ニ
依リ遺留セラレタル一切ノ自用品、有價物、信書、給料帳、認識票等
ヲ收集シ且之ヲ關係國ニ交付スルノ義務ヲ有スヘシ

第七十八條 慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル後擧救恤協會ハ其ノ博愛的事業ヲ有效ニ遂行スル為ニ戰者ヨリ自己及其ノ正當ノ犠牲アル代表者ノ為ニ軍事上必要ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ一切ノ便宜ヲ受クヘシ右協會ノ代表者ハ各自軍事官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及取締ニ用スル一切ノ規律ニ服スヘキ旨書面ヲ以テ約ニタル上收容所ニ送還後擧ノ途中休止所ニ於テ救恤品ヲ分與スルコトヲ許サルヘシ

第七十九條 後擧情報中央部ハ中立國ニ設立セラレヘシ亦十字國際委員會ハ必要ナリト認ムルトキハ該部ノ組織ヲ關係國ニ提議スヘシ該部ハ後擧ニ関スル一切ノ情報ニシテ公ノ又ハ私ノ方法ニ依リ其ノ獲得シ得ヘキモノヲ蒐集スルノ任務ヲ有スヘシ該部ハ右情報ヲ後擧ノ本國又ハ後擧力服役シタル國ニ送ルヘク速ニ交附スヘシ此等ノ規定ハ亦十字國際委員會ノ博愛的活動ヲ制限スルモノト解釋セラレサルヘシ

第八十條 情報局ハ郵便物ニ関スル料金ノ免除ニ第三十八條ニ規定セラルル一切ノ免除ヲ享有スヘシ

第七編 或種非軍人ニ對スル條約ノ適用

第八十一條 通信員、新聞ノ探訪者、西保商人、用込人ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ為ササル從軍ニシテ敵ノ陣内ニ陥リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ隨伴シタル軍ノ軍事官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有スヘシ

第八編 條約ノ執行

第一款 總則

第八十二條 本條約ノ規定ハ一切ノ場合締約國ニ依リ尊重セララルヘシ
戰時ニ於テ交戰者ノ一方本條約ノ當事者タラサル場合ト雖モ本條約ノ規定ハ之ニ参加セル交戰者ノ間ニ拘束力ヲ有スヘシ

第八十三條 締約國ハ俘虜ニ関スル一切ノ問題ニシテ特ニ規律スルヲ適

當ナリト認ムルニ因テ特別條約ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス
俘虜ハ送還ノ完了迄引續キ協定ノ利益ヲ享有スヘシ但シ前記協定若ハ
將來ニ於ケル協定ニ含マレル及對ノ明白ナル規定又ハ同様ニ何レカノ
文戰者ニ依リ其ノ留置スル俘虜ニ因テ執ラレル更ニ有利ナル措置アル
場合ハ此ノ限リニ在ラス

本條約ノ規定ノ相互ノ適用ヲ確保シ且前記特別條約ノ締結ヲ容易ナラ
シムル爲文戰者ハ戰爭開始後直ニ俘虜管理ノ任務ヲ有スル各自ノ官憲
ノ代表者ノ會合ヲ許可スルコトヲ得ヘシ

第八十四條 本條約及前條ニ規定セラレタル特別條約ノ本文ハ一切ノ俘
虜ニ依リ参照セラレ得ヘキ場所ニ於テ能ク限リ俘虜ノ母國語ニテ揭示
セラルヘシ

右條約ノ本文ハ揭示セラレタル本文ヲ知ルコトヲ得サル俘虜ノ要求アル
ルトキハ之ニ對シ通知セラルヘシ

第八十五條 締約國ハ本條約ノ公ノ譯文並ニ本條約ノ適用ヲ確保スル為
採用セシメラルルコトアルヘキ法律及規則ヲ瑞西聯邦政府ノ仲介ニ依
リ相互ニ通知スヘシ

第二款 監督ノ組織

第八十六條 締約國ハ本條約ノ正確ナル適用力交戦者ノ利益ノ保護ヲ委託
セラルタル保護國ノ協力ノ可能ナルニ依リ保章セラルルモノナルコト
ヲ認ム此ノ點ニ関シ保護國ハ外交官以外ニ自國人民又ハ他ノ中立國人
民ヨリ代表ヲ任命スルコトヲ得ヘシ右代表其ノ任務ヲ執行セントスル
例ノ交戦者ノ承認ヲ受クヘシ

保護國ノ代表者又ハ其ノ代表ニシテ承認ヲ受ケタル者ハ停虜ノ留置セ
ラレタル一切ノ場所ニ例外ナク到ルコトヲ許可セラルヘシ

右代表者又ハ代表ハ停虜ニ依リテ占メラレタル一切ノ場所ニ到リタル
一切ノ場所ニ至リ且一般ニ立會人ナク自ラ又ハ通譯ノ仲介ニ依リ停虜

ト會談スルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ保護國ノ代表者又ハ代表ニシテ承認ヲ受ケタル者ノ職務ヲ容易ナラシムヘシ軍事官憲ハ右代表者又ハ代表ノ訪問ヲ通知セラルヘシ交戦ハ俘虜ノ國籍ヲ有スル者カ右視察旅行ニ参加ヲ許サルルコトヲ承認スル為協定シ得ヘシ

第八十七條 本條約ノ適用ニ付交戦者間ニ意見ノ不一致アル場合ニハ保護國ハ右紛争ノ處理ノ為能ク限り周旋スヘシ

之カ為各保護國ハ關係交戦者ニ對シ必要ニ應ジテ適當ニ撰擇セラルシタル中立地域ニ於ケル右關係交戦者ノ代表者ノ會合ヲ特ニ提議シ交戦者ハ右趣旨ヲ以テ自己ニ對シ為サルル提議ヲ遂行スルニ努ムヘシ保護國ハ場合ニ依リテ中立國ニ屬スル者又ハ赤十字國榮委員會ニ依リ派遣セラレタル者ニシテ右會合ニ参加ヲ招請セラルヘキ者ニ對シ關係國ノ承認ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

第八十八條 前記諸規定ハ赤十字國際委員會力關係交戰者ノ承認ヲ得テ
 條約ノ保護ノ為ニ得ヘキ博愛的活動ヲ妨クルモノニ非ス

第八十九條 陸戰ノ法規慣例ニ用スル「ヘーゲル」條約ハ一八九九年七月

二十九日ノモノタルト一九〇七年十月十八日ノモノタルト「向人ス」

ニ依リ拘束セラレ且本條約ニ参加スル諸國間ノ關係ニ於テ本條約ノ右

「ヘーゲル」條約附屬規則第二章ヲ補足スヘシ

第九十條 本日ノ日付ヲ有スヘキ本條約ハ一九二九年七月一日「ジュネーブ」

ニ開會シタル會議ニ代表者ヲ派遣シタル一切ノ國ノ名ニ於テ一九三〇

年二月一日迄ニ署名セラレ得ヘシ

第九十一條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准セラルヘシ

此批准ハ「ベルヌ」又「ニ」於テ寄託セラルヘシ

各批准書ノ寄託ニ付調書一通作成セラレ其ノ認證謄本ハ瑞西聯邦政府

ニ依リ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約力署名セラレ又ハ加入力通

告セラレタルモノノ政府ニ交付セララルヘシ

第九十二條 本條約ハ少クトモ二箇ノ批准書カ寄託セラレタル後六月ニシテ實施セララルヘシ

爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書ノ寄託後六月ニシテ實施セララルヘシ

第九十三條 本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約カ署名マラレサリシモノノ名ニ於テ為サルル加入ノ為用カルヘシ

第九十四條 加入ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ對シ通告セララルヘク加入書カ同國政府ニ到達シタル日ノ後六月ニシテ效力ヲ生スヘシ

瑞西聯邦政府ハ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ條約カ署名セラレ又ハ加入力通告セラレタルモノノ政府ニ加入ヲ通知スヘシ

第九十五條 戰爭狀態ハ戰爭開始前又ハ開始後交戰國ニ依リ寄託セラレタル批准及通告マラレタル加入ニ對シ直ニ效力ヲ生セシムヘシ戰爭狀

態ニ在ル諸國ヨリ受領セラレタル批准又ハ加入ノ通知ハ最迅速ナル方
法ニ依リ瑞西聯邦政府ニ依リ爲サルヘシ

第九十六條 各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權態ヲ有スヘシ廢棄ハ書面
ヲ以テ之ヲ瑞西聯邦政府ニ通告シタル後一年ヲ經過スルニ非サレバ效
力ヲ生スルコトナカルヘシ瑞西聯邦政府ハ右通知ヲ一切ノ締約國ノ政
府ニ通知スヘシ

廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘシ
尚右廢棄ハ廢棄國力参加セル戰爭中其ノ效力ヲ生セサルヘシ此ノ場合
ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間滿了後平和克服迄引續キ其ノ效力ヲ生ス
ヘシ

第九十七條 本條約ノ認證謄本一通ハ瑞西聯邦政府ニ依リ國際聯盟ノ
記録ニ寄託セラルヘシ同様ニ瑞西聯邦政府ニ通告マラルヘキ批准、
加入、廢棄ハ瑞西聯邦政府ニ依リ國際聯盟ニ通知セラルヘシ

俘虜情報局官制（昭和十六年勅令第千二百四十六號）
（昭和十六年十一月二十九日公布）

第一條 俘虜情報局ハ陸軍大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院及死亡ニ関スル

狀況ノ調査並ニ其ノ銘銘票ノ作成補修ニ関スル事項

二 俘虜ニ関スル狀況ノ通信ニ関スル事項

三 宣誓解放セラレ、交換セラレ、逃走シ又ハ病院、繙帶所若ハ俘虜

收容所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留品及遺言書ノ保管並ニ遺族其ノ

他ノ関係者ニ對スル之ガ送付ニ関スル事項

四 俘虜ニ對スル寄贈及俘虜ノ發送ニ係ル金錢及物品ノ取扱ニ関スル

事項

五 敵國戰死者ニ付陸海軍ニ於テ知得スル事項其ノ遺留品及遺言書並

ニ戰場ニ於テ發見セラレタル遺留物ノ取扱ニ関スル事項

六 敵國ニ俘虜ト爲リタル者ニ関スル狀況ノ調査及當該俘虜ト帝國ニ

在ル家族其ノ他ノ関係者トノ通信ノ幫助ニ関スル事項

第二條 倭虜情報局ハ東京ニ之ヲ置ク

第三條 倭虜情報局ニ長官一人及事務官四人ヲ置ク但シ事務官ハ必要ニ
應シ之ヲ増加スルコトヲ得

長官ハ陸軍將官、事務官ハ陸海軍ノ佐尉官又ハ高等文官ノ中ヨリ之ニ
補ス

第一項ノ事務官ノ外陸軍大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ高等官ノ中ヨリ
内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得
倭虜情報局ニ書記若干人ヲ置ク判仕トス

第四條 長官ハ陸軍大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第五條 長官ハ其ノ所管事務ニ付陸海軍ノ関係部隊ニ所要ノ通報ヲ求ム
ルコトヲ得

第六條 事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 俘虜情報局設置

俘虜情報局ハ取十六年十二月二十九日東京市牛込區本村町陸軍省構内

ニ設置シ同日ヨリ事務ヲ開始セリ

(陸軍省)

(昭和十七年一月十二日官報彙報棟)

(参考)

大東亞戦争開始以来我軍の得たる俘虜数
昭和十七年六月七日 大本營発表に依る

大東亞戦争開始以来六月間へ五月三十一日迄に收めたる帝國陸軍線
合戦果中俘虜に因する部分を擧ぐれば左の如し

倭虜

米軍	英軍	蘭軍	重慶軍	其他	合計
一五〇〇〇	六四〇〇〇	二四〇〇〇	四四〇〇〇	一八五〇〇	二四二〇〇〇
<p>内 加奈院兵 一、六〇〇 濠洲兵 一七、〇〇〇 を含む</p>					<p>緬甸に於ける重慶軍の倭虜及国籍未調査のものを含み の合計 内 イントネシア兵約一〇〇、〇〇〇は殆ど解放</p>

備考

支那大陸に於ける戦果中、昭和十五年度及同十六年度に於て我軍の得たる倭虜の数を掲ぐれば尤の如し

昭和十五年度	五〇、一〇〇
昭和十六年度	一〇四、七〇〇

週報第二八四號

